当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、中部地方整備局総務部経理調達課（〒460―8517 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目１番36号　電話052―209―6317）においても当該決定に係る申請を受け付ける。

⑾　本案件は、資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⑿　本工事は、明許繰越しの承認申請中であり、明許繰越しの承認がおりることを契約の条件とする。

⒀　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : NAKAHARA Masaaki, Vice Director General, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Yokkaichi Port Kasumigaura Area Quay Wall (−14m) Superstructure Works

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 20 January 2026

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00　20 February 2026 (tenders brought with 12 : 00　20 February 2026 or submitted by mail 12 : 00　20 February 2026)

⑹　Contact point for tender documentation : ASAI Ayaka, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 2―1―36 Marunouchi, Naka-ku, Nagoya-city, Aichi-pref 460―8517 Japan. TEL 052―209―6317

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１月５日

国立大学法人千葉大学

契約担当役事務局長　丸山　　浩

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　12

○第１号

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　千葉大学（亥鼻）藤井節郎記念治療学研究センター新営その他工事

⑶　工事場所　千葉県千葉市中央区亥鼻１―８―１　千葉大学亥鼻団地構内

⑷　工事概要　本工事は、藤井節郎記念治療学研究センター（鉄骨造、地上５階建、建築面積545㎡、延べ面積2,093㎡、昇降機設備工事を含む）の新営工事を行うものであり、関連する電気及び機械設備工事は別途発注される予定である。

⑸　工期　令和９年３月31日（水）まで。ただし、財政法の定めによる承認を得た後に、令和９年９月30日（木）まで延長予定［全体工期約18ヶ月］

⑹　使用する主要な資機材

・コンクリート　　約400㎥
・鉄骨　　約450ｔ
・鉄筋　　約100ｔ
・ガラス　　約440㎡

⑺　本工事は、工事の施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」並びに「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書等」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の施工工事である。

⑻　この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）または次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から本工事に係る共同企業体としての競争参加資格の認定を受けていること。

⑴　国立大学法人千葉大学契約事務取扱細則５条及び第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　文部科学省又は国立大学法人千葉大学において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,200点以上であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　単体又は共同企業体の代表者は、平成22年度以降に元請として完成・引渡しが完了した次の㋐～㋓の基準を満たす新営又は増改築工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

㋐　建物用途　校舎、研究施設、庁舎又は病院

㋑　構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

㋒　施工規模　延べ面積1,000㎡以上かつ２階以上

㋓　工種　　建築一式

⑸　施工計画書の技術的所見が適正であること。

⑹　共同企業体の構成員は、建築業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。

⑺　共同企業体の構成員は、２又は３社とする。

⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

⑼　共同企業体の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とする。

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。

②　平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の施工の経験を有するものであること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑾　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、千葉大学から「国立大学法人千葉大学発注工事契約に係る取引停止等の取扱要領」及び文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑿　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。